

## 京都女子大学 履修要項

京都女子大学（以下「大学」という。）を卒業するために必要な単位の修得方法及び教育職員免許状その他の資格取得の所要資格を得るに必要な単位の修得方法、その他修学上必要な事項については、この要項の定めるところによる。

学生は本要項を熟知し、誤りのないようにしなければならない。

### 第1章 卒業の要件

#### (卒業の要件)

**第1条** 大学を卒業するためには、大学に4年以上在学し、その間に学科（専攻）ごとに定める教育課程に従って、授業科目を履修し合計132単位以上を修得しなければならない。

#### (卒業に必要な単位)

**第2条** 卒業に必要な科目及び単位数は、別表1「大学学則（以下「学則」という。）第13条別表」のとおりとする。

#### (履修方法)

**第3条** 前条に定める授業科目の履修方法は、それぞれ次のとおりとする。

#### (1) 仏教学

1 回生の前期及び後期、3 回生の前期及び後期にそれぞれ開講される各2単位、合計8単位を必修とする。

#### (2) 言語コミュニケーション科目

ア 初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語）

a ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語のうち、1 外国語の「I A 1（基礎Ⅰ）」・「I B 1（基礎Ⅱ）」・「I A 2（実習Ⅰ）」・「I B 2（実習Ⅱ）」各1 単位4 科目を履修し、合計4 単位を修得しなければならない。

b 外国語検定等による単位認定も含め、「I」の4 単位すべてを修得した者は、当該外国語の「Ⅱ」を履修することができる。修得した単位は卒業に必要な単位に含めることができる。

c 「Ⅲ」を履修するためには、「Ⅱ」から「Ⅱ A 1」を含む3 科目の単位を修得していなければならない。修得した単位は卒業に必要な単位に含めることができる。

d 初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語）は、履修登録に先立って、指定された期日に予備登録をし、あらかじめ指定されたクラスで登録しなければならない。予備登録に際しては、「IRIS（アイリス）」〔言語コミュニケーション科目〕の手引き書を参照すること。

#### イ 英語

a 英語「I A 1」・「I A 2」・「I B 1」・「I B 2」各1 単位4 科目を履修し、合計4 単位を修得しなければならない。

b 英語「Ⅱ」・「Ⅲ」は選択科目で、指定された年次以降に自由に履修することができる。修得した単位は卒業に必要な単位に含めることができる。

c 英語「I A 1」・「I A 2」・「I B 1」・「I B 2」は、入学時に行うプレースメントテストの結果に基づき指定されたクラスで登録しなければならない。

ウ 本学入学前又は入学後に、文部科学大臣が定める英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語の外国語検定等に合格又は規定の点数を取得した場合は、学則第19条の3及び第19条の4により、本学の授業科目に読み替え、単位を認定することができる。単位の認定等必要な事項は別に定める。

#### エ 削除

#### オ 外国人留学生の言語コミュニケーション科目履修

a 外国人留学生は、初修外国語として日本語（「日本語 I A 1」、「日本語 I A 2」、「日本語 I B 1」、「日本語 I B 2」）を履修することができる。

b 外国人留学生は、言語コミュニケーション科目として母語を履修することはできない。英語を母語とする外国人留学生は、「ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、日本語」より二外国語を選択し、それぞれにつき、I A 1、I A 2、I B 1、I B 2 を修得して言語コミュニケーション科目の必修単位（合計8 科目8 単位）とする。

c 本学の「日本語プログラム科目」（学則別表3の2）を履修して必要な単位を修得した場合は、当該修得単位を「日本語」の単位として認定することができる。

d 本学入学前に「日本語能力試験」又は「日本留学試験（日本語）」に合格又は規定の点数を取得した場合は、「日本語 I A 1」、「日本語 I A 2」、「日本語 I B 1」、「日本語 I B 2」の単位（合計

4 単位）に読み替え、認定することができる。

#### (3) 情報基盤科目

ア 「情報リテラシー」2 単位を必修とする。

イ 「データ・AI リテラシー」2 単位を必修とする。

ウ 情報基盤科目のアドバンスト科目を履修する場合、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (4) 健康科学科目

ア 「運動と健康科学」2 単位を必修とする。

イ 「スポーツ実践」1 単位は選択科目で、修得した単位は卒業に必要な単位に含めることができる。ただし、教育職員免許状を取得しようとする者は必ず修得しなければならない。

#### ウ 削除

#### (5) ジェンダー科目

修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (6) 連携活動科目

修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (7) 国際理解科目

修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (8) 教養科目

修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (9) オープン科目

修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (10) 他大学単位修得科目

ア 他の大学又は短期大学で修得した単位は学則第19条の2により、卒業に必要な単位に含めることができる。履修登録、単位の認定等必要な事項は別に定める。

イ 他の大学又は短期大学の授業科目の受講は、2 回生から4 回生前期の期間とする。

#### (11) 学科専門科目

ア 各学科（専攻）の教育課程に従い、必修科目の修得及び選択必修科目の要件を満たしたうえで、72 単位以上修得しなければならない。

イ 各学科（専攻）が指定する単位数を超えて修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

#### (12) 本学入学前に大学等で修得した単位

本学入学前に大学又は短期大学で修得した単位は学則第19条の4により、本学の授業科目に読み替え単位を認定することができる。

2 第1項第2号ウ及び同第11号の規定により、本学入学前の本学以外での学修を本学の授業科目に読み替えて認定できる単位数は、あわせて60 単位を上限とする。

3 第1項第2号ウ及び同第9号の規定により、本学入学後の本学以外での学修を本学の卒業に必要な単位に含めることができる単位数は、あわせて60 単位を上限とする。

#### (諸課程履修科目)

**第3条の2** 資格等取得のために開講する「諸課程履修科目」で修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができなない。

#### (副専攻プログラム)

**第3条の3** 学則第14条の2に規定する京都女子大学副専攻プログラムに関し必要な事項については、別に定める。

### 第2章 履修登録及び授業

#### (履修登録)

**第4条** 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、あらかじめ指定された期日に、履修登録の手続きを行わなければならない。

2 授業科目の登録は、原則として当該学科（専攻）及び回生ごとに組まれた開講一覧表（時間割表）に従わなければならない。

3 前項の定めにかかわらず、他学部・他学科（専攻）の学科・専攻開放科目及び発達教育学部教育学科の各専攻において履修が認められている他専攻の科目については履修登録することができる。

4 卒業要件として修得すべき単位のうち、1 年間に登録できる授業科

目の単位数の上限は48単位とする。ただし、校外実習・校外研修科目及び当該実習指導に関する科目、その他学科・専攻が指定する科目並びに卒業論文・卒業研究については、登録単位数の上限を超えて登録することができる。

5 一度単位認定された授業科目は再登録できない。

#### (履修登録の修正)

第5条 履修登録後の追加・変更及び取り消しは、授業開始後の指定された期日に修正の手続きをした者についてのみ認める。

#### (授業の方法)

第6条 授業科目は、その授業方法により講義、演習（講読）、実験・実習又は実技に区分し、授業はそのいずれかにより行う。また、これらの併用により行う場合がある。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

#### (単位の計算)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、次の基準による。(学則第17条) 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位数については、論文等作成に必要な学修等を考慮して定める。

#### (必修科目・選択科目の区分)

第8条 授業科目は、その履修方法により必修科目及び選択科目（選択必修科目を含む。）に区分する。

#### (必修科目の再履修)

第9条 必修科目が不合格で単位が認定されなかった場合は、必ずその科目の単位が認定されるまで履修しなければならない。

#### (言語コミュニケーション科目の再履修)

第10条 言語コミュニケーション科目（英語を除く）の再履修については、別に定める。

#### (選択必修科目の再履修)

第11条 選択必修科目が不合格で単位が認定されなかった場合は、選択できる範囲内の科目を履修してこれに代えることができる。

#### (開講期間)

第12条 授業科目は、その開講期間により学則第11条に定める前期に開講する前期開講科目、後期に開講する後期開講科目及び前期、後期を通じて開講する通年開講科目に区分する。

2 あらかじめ通年として開講されている授業科目は、通年受講しなければならない。

#### (受講)

第13条 受講に際しては、担当教員の出席簿に、出席・欠席・遅刻及び早退の記入をうけなければならない。

#### (出席日数)

第14条 当該授業科目の出席日数が、実験・実習・実技にあっては、開講日数の5分の4以下、その他にあっては開講日数の3分の2以下の者については、原則として単位認定は行わない。ただし、公欠及び忌引の期間は出席日数に含める。

2 削除

#### (公欠・忌引)

第15条 公欠又は忌引とは、次の各号のうち本学が認めた期間について適用する。

(1) 父母、配偶者又は子の死亡による忌引の期間

(2) 祖父母、兄弟、姉妹、曾祖父母、伯叔父母又は甥姪の死亡による忌引の期間

(3) 課程履修に伴う実習（介護等体験を含む。）の期間

(4) 就職試験の期日

(5) 学校保健法施行規則に定める伝染病治療の期日

(6) 団体等の学外活動の期間

(7) その他

#### (授業時間)

第16条 授業時間は、講時で表わし1講時を2時間と見なして計算す

る。講時配当時間は、次のとおりとする。

1 講時 8:50～10:20

2 講時 10:35～12:05

3 講時 13:00～14:30

4 講時 14:45～16:15

5 講時 16:30～18:00

6 講時 18:10～19:40

## 第3章 試験

### (試験)

第17条 学生は、履修登録を行った授業科目について、その担当教員の授業を受け、かつ、その指定するところから試験を受けなければならない。

2 前項の試験は、レポート等の提出をもってこれに代える場合がある。

### (定期試験)

第18条 前条に定める試験のうち、本学が定める期間に行うものを定期試験という。

2 定期試験は、前期及び後期の各期末に行い、前期末に行うものを前期試験、後期末に行うものを学年末試験という。

3 定期試験は、前期開講科目については前期試験において、後期及び通年開講科目については学年末試験において実施する。ただし、通年開講科目にあっても、前期試験を実施する場合がある。

### (受験資格)

第19条 定期試験は、所定の期日までに当該科目の履修登録を行った者のうち、第14条に該当しない者に限り受験資格を認める。

### (受験心得)

第20条 受験に際しては、予め当該授業科目で定められた方法及び時間を厳正に守るものとし、試験場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。

### (受験時の注意)

第21条 定期試験を受験する者は、試験場において次の規定を守らなければならない。

(1) 着席は、少なくとも一席おきとする。

(2) 学生証を机上に提示する。

(3) 筆記用具及び特別に持込みを許可されたもの以外は、すべて鞆等の中に収納する。

(4) 下敷の使用は、特に認められた場合を除き禁止する。

(5) 配布された答案用紙は、退室の際、必ず監督者に提出すること。

### (仮学生証)

第22条 前条第2号に定める学生証を携帯していない者は、証明書発行センターにおいて仮学生証の交付を受けることができる。

### (不正行為の禁止)

第23条 受験に際しては、一切の不正行為を厳禁する。

### (不正行為者に対する処置)

第24条 不正行為者に対しては、当該試験科目の評価をDにする。

2 学則第54条により懲戒されることがある。

### (試験時間の重複)

第25条 同一時間に受験科目が重複するときは、定められた期間内に教務課へ申し出て、その指示を受けなければならない。

### (レポート等の提出)

第26条 第17条第2項によるレポート等を提出する場合にあっては、提出期限を厳守しなければならない。

2 削除

### (追試験)

第27条 定期試験が第15条又は次のいずれか一つに該当する事由により受験できなかった者で、第28条第1項に定める手続きを経て許可された者は、改めて追試験を受けることができる。

(1) 病気のために受験することができなかった者

(2) 事故のために受験することができなかった者

(3) その他、やむをえざる事由により受験することができなかった者

### (追試験の手続)

第28条 追試験を受けようとする者は、当該試験期間内に、所定の欠試験に診断書又は事故証明書等、事由を証明する書類を添付して、教務部長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、当該試験期間内に願ひ出ることが困難な特別な事情があった場合は、当該試験期間後3日以内に願ひ出れば期限内に願ひ出たものとみなす。

2 前項により追試験の受験を許可された者は、追試験受験願（教務課所定）に必要事項を記入し、教務課の承認を受けた後、所定の期間内に別に定める追試験料を納入しなければならない。

（追試験の時期）

第29条 追試験は、前期試験については9月、学年末試験については3月に実施する。

（追試験の評価）

第30条 追試験の成績評価方法は、正規の試験に準ずる。

（再試験）

第31条 卒業回生で、当該年度登録の卒業に必要な授業科目の単位のうち、未修得単位が最終的に6単位以内となり、かつ、卒業に必要な当該科目の採点結果が50点以上の者は、本学の指示する授業科目について第34条に定める手続きを経たうえで、再試験を受けることができる。ただし、追試験受験科目については、これを適用しない。

（再試験科目）

第32条 前条に定める「本学が指示する授業科目」とは、当該年度登録の授業科目のうち、卒業の要件を満たすに必要な最低限度の科目で、かつ、当該科目の採点結果が50点以上、60点未満のものをいう。ただし、前期科目で該当する場合であっても後期に同一科目を再登録した場合、及び「他大学単位修得科目」については、これを適用しない。

第33条 削除

（再試験の手続）

第34条 再試験を受ける者は、再試験受験願（教務課所定）に必要事項を記入し、教務課の承認を受けた後、所定の期間内に別に定める再試験料を納入しなければならない。

（再試験の時期）

第35条 再試験は、3月に行う。

2 前項のほか、前期で卒業の要件を満たし得る者のみ9月に行う。

（再試験の評価）

第36条 再試験の合格者の評価は、Cとする。

（規定の準用）

第37条 第20条から第26条までの規定は、追試験及び再試験においてもこれを準用する。

#### 第4章 卒業論文又は卒業研究

（卒業論文又は卒業研究の履修登録）

第37条の2 卒業論文又は卒業研究の履修登録は、第4条第1項の規定により、原則として最終学年の者で3年以上在学し、当該年度卒業が見込まれる者が行う。

（論題の提出）

第38条 卒業論文題目又は卒業研究題目は、卒業論文又は卒業研究の提出時に、指導教員の署名捺印した所定の用紙により、教務課に届け出るものとする。

（卒業論文又は卒業研究の提出）

第39条 文学部の卒業論文（英文学科は卒業研究）及び発達教育学部の卒業研究は最終学年の12月20日午後5時までに、家政学部及びデータサイエンス学部の卒業研究は最終学年の1月20日午後5時までに、現代社会学部の卒業論文は最終学年の1月15日午後5時までに、法学部の卒業研究は最終学年の1月10日午後5時までに、教務課へ提出しなければならない。正当な理由がなく提出期限に遅れた場合は、受理されない。

2 4回生以上の学生で卒業論文または卒業研究の単位を修得せず、卒業延期となった者のうち、教務委員会の取り決めにより特に認められた場合に限り、最終学年前期（7月20日午後5時まで）にこれを提出し、単位の認定を受けることができる。

（卒業論文又は卒業研究の試験）

第40条 卒業論文試験又は卒業研究試験は、最終年次の学年で、所定の単位を修得した者について行う。

2 前項の試験は、審査及び試問（発表を含む。）によるものとする。

#### 第5章 単位認定及び成績

（成績評価と単位認定）

第41条 授業科目の成績評価は、試験成績と平常成績を総合して判定し、上位よりSS、S、A、B、C及びDをもって表示し、C以上を合格として当該授業科目の単位を認定する。

種別	採点結果	成績評価	GP	判定の基準
合格	100点	SS	5.0	授業科目の目標を完全に達成している。
	90点～99点	S	4.0～4.9	授業科目の目標をほぼ完全に達成している。
	80点～89点	A	3.0～3.9	授業科目の目標を相応に達成している。
	70点～79点	B	2.0～2.9	授業科目の目標を相応に達成しているが、不十分な点がある。
	60点～69点	C	1.0～1.9	授業科目の目標の最低限を満たしている。
不合格	D	D	0.0	100点法では評価できない科目の合格。
	0点～59点	D	0.0	授業科目の目標の最低限を満たしていない。
単位認定合格	N	N	—	他大学等で修得した単位。本学入学前に修得した単位。

2 文学部の卒業論文（英文学科は卒業研究）及び現代社会学部の卒業論文並びに法学部の卒業研究の成績評価は、100点満点で採点し、60点以上を合格とする。

3 発達教育学部、家政学部及びデータサイエンス学部の卒業研究の成績評価は、G、Dをもって表わし、Gを合格とする。

4 教職実践演習及び教育実習等の学外実習・研修にかかる授業科目の成績評価は、G、Dをもって表わし、Gを合格とする。

5 当該年度学費未納者については、単位認定を保留する。

（成績の通知）

第42条 履修した授業科目の成績は、履修登録までに本人に通知する。

2 前項による通知には、授業科目ごとの採点結果及び成績評価に加え、履修登録したすべての授業科目を対象として、それぞれの成績評価のGP（グレードポイント）から計算した単位あたりの平均値（GPA）を記入する。GPAの計算方法は別に定める。

第42条の2 GPAが一定基準を下回った者は、本学教員による面談を受けなければならない。

2 一定期間にわたり成績の改善が見られない者に対して、本学が別に定める方法により、学修上の指導または各種勧告（改善勧告、休学勧告、退学勧告のいずれか）を行う場合がある。

（成績証明書の評語）

第43条 本学で発行する成績に関する証明書は、単位を修得した授業科目について、第41条にもとづき、SS、S、A、B、C、G又はNの評語をもって記入する。

2 削除

#### 第6章 欠席・休学・復学・退学

（欠席届）

第44条 正規の授業を引続き1週間以上3カ月以内欠席する場合は、所定の欠席届を学生生活センターに提出しなければならない。

2 前項の欠席事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 3カ月をこえて、当該年度登録した授業科目のすべてを無断欠席した者は、学則第46条により除籍される。

（休学願）

第45条 学則第41条及び第42条に規定する休学の手続きは、所定の休学願を学生生活センターに提出しなければならない。

2 前項の休学事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（復学願）

第46条 学則第43条に規定する復学については、休学期間満了前に所定の復学願を学生生活センターに提出しなければならない。

2 前項の休学事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退学願）

第47条 学則第44条に規定する退学については、所定の退学願を保証人連署のうえ、学生生活センターに提出しなければならない。

2 学則第38条第2項に規定する他大学への転入学に際しては、退学願を学生生活センターに提出しなければならない。

## 第7章 編入学及び転部・転科（転専攻）

（編入学）

第48条 学則第37条に規定する編入学の取扱いは、別に定める。

第49条 削除

（転部・転科・転専攻）

第50条 学則第40条に規定する転部・転科（転専攻）を希望する者は、所定の願書及び必要書類に検定料を添えて保証人連署のうえ、教務課に提出しなければならない。

2 転部・転科（転専攻）に関する内規は、別に定める。

## 第8章 科目等履修

（科目等履修）

第51条 学則第56条に規定する科目等履修の取扱いは、別に定める。

## 第9章 教職課程

（教職課程）

第52条 学則第24条に基づき、本学に教職課程を置く。

（規定の準用）

第53条 教職課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

（教職に関する科目等の履修）

第54条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者の、教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、本学の定めるところによる。

2 教職実践演習（中・高）、教職実践演習（幼・小）、保育・教職実践演習（幼）、教職実践演習（栄養教諭）及び教職実践演習（養護教諭）は原則として最終学年の者で、各学科・専攻で実施する必要なすべての教職面談をうけ、かつ、教育実習の履修登録ができる者について、履修を許可する。

（履修制限）

第55条 各学年終了時に第42条第2項の規定により計算した累積GPAが「2.0」未満の者については、原則として教職課程の履修を制限する。

2 前項にくわえ、免許の種類・教科ごとに別に定める基準を満たさない者について、教職課程の履修を制限することがある。

（免許状の種類・教科）

第56条 学則第24条第3項に基づき、各学科（専攻）において所要資格を得ることのできる教育職員免許状の種類及び教科を次のとおり定める。

学部	学科・専攻	種類	教科
文学部	国文学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	英文学科	中学校教諭一種免許状	外国語「英語」
		高等学校教諭一種免許状	外国語「英語」
	史学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
発達教育学部	教育学科 教育学専攻	小学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者)(肢体不自由者) (病弱者)	
	教育学科 養護・福祉教育 学専攻	中学校教諭一種免許状	保健
		高等学校教諭一種免許状	保健
	教育学科 音楽教育学専攻	中学校教諭一種免許状	音楽
		高等学校教諭一種免許状	音楽
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
	家政学部	食物栄養学科	中学校教諭一種免許状
高等学校教諭一種免許状			家庭
栄養教諭一種免許状			
生活造形学科		中学校教諭一種免許状	家庭
	高等学校教諭一種免許状	家庭	
現代社会学部	現代社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	法学部	法学科	中学校教諭一種免許状
高等学校教諭一種免許状			公民

データサイエンス 学部	データサイエンス学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	情報

- 2 発達教育学部教育学科教育学専攻の者で、特別支援学校教諭一種免許状取得希望者は、免許状取得要領に基づき、基礎となる教諭の免許状を併せて取得しなければならない。
- 3 家政学部食物栄養学科の者で、栄養教諭一種免許状の取得希望者は、本学の定める管理栄養士に関する履修科目表に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 第1項に定める以外の免許状取得のための他学部・他学科（専攻）における授業科目の履修については、教務課に申し出て許可を得なければならない。
- 5 前項により他学部・他学科（専攻）の授業科目を履修し、単位を修得した場合、単位認定はされるが卒業に必要な単位に含むことはできない。ただし、発達教育学部教育学科の各専攻において履修が認められている他専攻の科目についてはこの限りではない。

（教職課程履修費）

第57条 教職課程を履修する者は、所定の期間内に別に定める教職課程履修費を納入しなければならない。

（他学部・他学科への聴講）

第58条 第56条第4項の規定により許可する場合は、第4条第2項の規定にかかわらず。

（教育実習）

第59条 教育実習及び中学校教育実習は、次表に定める先修条件科目を前年度までに修得し、かつ、当該年度中に当該免許状取得の所要資格のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。

学部	学科・専攻	種類	教科	先修条件科目	
文学部	国文学科	中学校教諭一種免許状	国語	教職論、教育原論、教育心理学、国語科教育法1、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	国語		
	英文学科	中学校教諭一種免許状	外国語「英語」	教職論、教育原論、教育心理学、英語科教育法1、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	外国語「英語」		
	史学科	中学校教諭一種免許状	社会	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（地理歴史分野）、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史		
発達教育学部	教育学科 教育学専攻	小学校教諭一種免許状		教職論、教育原論、教育心理学、人権教育論	
		幼稚園教諭一種免許状			
	教育学科 養護・福祉 教育学専攻	中学校教諭一種免許状	保健	教職論、教育原論、教育心理学、保健科教育法1、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	保健		
	教育学科 音楽教育学専攻	中学校教諭一種免許状	音楽	教職論、教育原論、教育心理学、音楽科教育法1、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	音楽		
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状		教職論、教育原論、教育心理学I、人権教育論	
		小学校教諭一種免許状			
	家政学部	食物栄養学科	中学校教諭一種免許状	家庭	教職論、教育原論、教育心理学、家庭科教育法1、人権教育論
			高等学校教諭一種免許状	家庭	
生活造形学科		中学校教諭一種免許状	家庭	教職論、教育原論、教育心理学、家庭科教育法1、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	家庭		
現代社会学部	現代社会学科	中学校教諭一種免許状	社会	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（地理歴史分野）、人権教育論	
		高等学校教諭一種免許状	公民	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（公民分野）、人権教育論	
	法学部	法学科	中学校教諭一種免許状	社会	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（地理歴史分野）、人権教育論
高等学校教諭一種免許状			公民	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（公民分野）、人権教育論	

デー・サインズ 学部	デー・サインズ 学科	中学校教諭一種免許状	数学	教職論、教育原論、教育心理学、数学科教育法Ⅰ、人権教育論
		高等学校教諭一種免許状	数学	教職論、教育原論、教育心理学、情報科教育法Ⅰ、人権教育論
		高等学校教諭一種免許状	情報	教職論、教育原論、教育心理学、情報科教育法Ⅰ、人権教育論

- 2 教育実習及び中学校教育実習を履修する者は、前年度から実施される教育実習オリエンテーションに怠りなく出席し、所定の手続きを経たうえで、当該年度当初の所定の期間内に教育実習履修登録をしなければならない。
- 3 栄養教育実習は、次に定める6科目の単位を前年度までに修得し、かつ、当該年度中に本学が定める管理栄養士に関する履修科目表に規定する科目及び単位、並びに栄養教諭一種免許状の所要資格のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。

教職論、教育原論、教育心理学、人権教育論、学校栄養実践論、学校栄養指導論

- 4 栄養教育実習を履修する者は、「栄養教育実習指導」を履修登録し、かつ、前年度から実施される教育実習オリエンテーションに怠りなく出席し、所定の手続きを経たうえで、当該年度当初の所定の期間内に教育実習履修登録をしなければならない。
- 5 養護教育実習は、次に定める4科目の単位を前年度までに修得し、かつ、当該年度中に当該免許状取得の所要資格のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。

教職論、教育原論、教育心理学、人権教育論

- 6 養護教育実習を履修する者は、前年度から実施される教育実習オリエンテーションに怠りなく出席し、所定の手続きを経たうえで、当該年度当初の所定の期間内に教育実習履修登録をしなければならない。
- 7 特別支援学校教育実習は、次に定める4科目の単位を前年度までに修得し、かつ、当該年度中に当該免許状ならびに基礎となる教諭の免許状の所要資格のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。

特別支援教育総論、知的障害者の生理・病理、病弱者の心理・生理・病理、知的障害教育論

- 8 特別支援学校教育実習を履修する者は、前年度から実施される教育実習オリエンテーションに怠りなく出席し、所定の手続きを経たうえで、当該年度当初の所定の期間内に教育実習履修登録をしなければならない。
- 9 教育実習を履修する者のうち、教育実習委託費が必要となる者は、所定の期間内に別に定める教育実習委託費を納入しなければならない。
- 10 教育実習及び中学校教育実習を履修する者のうち、中学校教諭一種免許状外国語「英語」または高等学校教諭一種免許状外国語「英語」取得希望者は、別に定める基準を前年度までに満たさなければならない。

#### (教育実習の中止)

第60条 教育実習にあたっては、次の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。これに反する場合には実習を中止させることがある。

- (1) 教員になる強い意志を有すること
- (2) 教育実習に耐え得る健康体であること
- (3) 本学の指示する諸規定及び実習校(園)の定める諸規定に従うこと

#### (介護等体験)

第60条の2 小学校及び中学校の教育職員免許状の取得を希望する者は、免許状取得に係る単位取得のほか、社会福祉施設等での7日間の介護等体験をしなければならない。

- 2 介護等体験を希望する者は、介護等体験の事前指導(オリエンテーションを含む。)に怠りなく出席し、本学の指示に従わなくてはならない。
- 3 介護等体験を希望する者は、所定の期間内に別に定める体験費等を納入しなければならない。

## 第10章 管理栄養士課程

### (管理栄養士課程)

第61条 学則第25条に基づき、本学に管理栄養士養成のための課程(以下「管理栄養士課程」という。)を置く。

#### (規定の準用)

第62条 管理栄養士課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

#### (管理栄養士専門科目の履修)

第63条 家政学部食物栄養学科の者で、管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学が定める管理栄養士に関する履修科目表及び栄養士に関する履修科目表によらなければならない。

#### (管理栄養士課程実習費)

第64条 管理栄養士課程を履修し、給食運営校外実習の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める管理栄養士課程実習費を納入しなければならない。

#### (給食運営校外実習事前事後指導)

第64条の2 給食運営校外実習を履修する者は、給食運営校外実習事前事後指導を履修しなければならない。

#### (臨地実習事前事後指導)

第64条の3 臨地実習(臨床栄養学Ⅰ)、臨地実習(臨床栄養学Ⅱ)、臨地実習(臨床栄養学Ⅲ)、臨地実習(給食経営管理論)及び臨地実習(公衆栄養学)を履修する者は、臨地実習事前事後指導を履修しなければならない。

#### (校外実習・臨地実習)

第65条 校外実習及び臨地実習にかかる授業科目の履修は、それぞれ次に定める授業科目の単位をすでに修得し、かつ、当該授業科目にかかるオリエンテーションに怠りなく出席した者について、これを許可する。

#### 給食運営校外実習

食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱの7科目

臨地実習(臨床栄養学Ⅰ)、臨地実習(臨床栄養学Ⅱ)及び臨地実習(臨床栄養学Ⅲ)

食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、給食経営管理論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、臨床栄養学の9科目  
臨地実習(給食経営管理論)

食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、給食経営管理論、臨床栄養学の9科目  
臨地実習(公衆栄養学)

食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、給食経営管理論、臨床栄養学、公衆栄養学の10科目

2 前項の実習にあたり、本学の指示する諸規定及び実習施設の定める諸規定に反する場合には、実習を中止させることがある。

## 第11章 博物館学芸員課程

### (博物館学芸員課程)

第66条 学則第25条の2に基づき、本学に博物館学芸員養成のための課程(以下「学芸員課程」という。)を置く。

#### (規定の準用)

第67条 学芸員課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

#### (学芸員関係科目の履修)

第68条 文学部国文学科、同史学科、発達教育学部児童学科、家政学部生活造形学科及び現代社会学部現代社会学科の者で、学芸員資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学が定める学芸員に関する履修科目表によらなければならない。

#### (学芸員課程実習費)

第69条 学芸員課程を履修し、「博物館実習Ⅱ」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める学芸員課程実習費を納入しなければならない。

#### (博物館実習)

第70条 博物館実習Ⅱは最終学年の者で、次に定める授業科目の単位をすでに履修し、かつ、当該年度中に所要資格取得のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。

博物館概論、博物館資料論、博物館経営論、博物館情報論、博物館実

## 第12章 社会教育主事課程

(社会教育主事課程)

第71条 学則第25条の3に基づき、本学に社会教育主事養成のための課程(以下「社会教育主事課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第72条 社会教育主事課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(社会教育主事関係科目の履修)

第73条 発達教育学部教育学科(教育学専攻・音楽教育学専攻)及び児童学科の者で、社会教育主事となる資格(「社会教育士」の称号)を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める社会教育主事に関する履修科目表によらなければならない。

(社会教育主事課程実習費)

第74条 社会教育主事課程を履修し「社会教育基礎実習」、「社会教育実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める社会教育主事課程実習費をそれぞれ納入しなければならない。

## 第13章 1級建築士及び2級・木造建築士養成課程

(1級建築士及び2級・木造建築士養成課程)

第75条 建築士法第14条第1号に定める1級建築士試験の受験資格並びに建築士法第15条第1号に定める2級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得るための養成課程(以下「建築士養成課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第76条 建築士養成課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(建築士養成特別科目の履修)

第77条 家政学部生活造形学科の者で、1級建築士試験及び2級建築士試験・木造建築士試験の受験資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める1級建築士及び2級建築士・木造建築士に関する履修科目表によらなければならない。

(1級建築士及び2級・木造建築士課程履修費)

第78条 建築士の受験資格取得を目的として、建築士養成課程に次表のとおり「建築士養成特別科目」を置く。建築士養成特別科目をすべて履修する者は、所定の期間内に別に定める1級建築士及び2級・木造建築士課程履修費を納入しなければならない。

建築士養成特別科目	単位
建築法規	2
建築施工	2
空間デザイン実習Ⅳ A またはⅣ B	2

## 第14章 保育士課程

(保育士課程)

第79条 学則第25条の5に基づき、本学に保育士養成のための課程(以下「保育士課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第80条 保育士課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(保育士関係科目の履修)

第81条 発達教育学部児童学科の者で、保育士となる資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める保育士に関する履修科目表によらなければならない。

(保育士課程実習費)

第82条 保育士課程を履修し、「保育実習Ⅰ」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める保育士課程実習費を納入しなければならない。

(事前・事後指導)

第83条 保育実習にかかる授業科目を履修しようとする者は、保育実習事前・事後指導(オリエンテーションを含む。)に怠りなく出席しなければならない。

(保育実習)

第84条 保育実習にかかる授業科目を履修することができる者は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「保育実習Ⅰ」については、2回生前期までに開講される保育士課程の必修科目すべてについて、単位修得又は履修登録している者。
- (2) 「保育実習Ⅱ」及び「保育実習Ⅲ」については、「保育実習Ⅰ」の単位を修得し、3回生前期までに開講される保育士課程の必修科目すべてについて、単位修得又は履修登録している者。

第15章 (第85条~第88条) 削除

第16章 (第89条~第92条) 削除

第17章 (第93条~第96条) 削除

## 第18章 社会調査士課程

(社会調査士課程)

第97条 一般社団法人社会調査協会が認定する社会調査士養成のための課程(以下「社会調査士課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第98条 社会調査士課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(社会調査士関係科目の履修)

第99条 現代社会学部現代社会学科の者で、社会調査士の資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める社会調査士に関する履修科目表によらなければならない。

## 第19章 衣料管理士課程

(衣料管理士課程)

第100条 社団法人日本衣料管理協会が認定する衣料管理士(1級)養成のための課程(以下「衣料管理士課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第101条 衣料管理士課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(衣料管理士関係科目の履修)

第102条 家政学部生活造形学科の者で、衣料管理士の資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める衣料管理士(1級)に関する履修科目表によらなければならない。

(衣料管理士資格申請手数料)

第103条 衣料管理士(1級)資格認定証の交付を受けようとする者は、所定の期間内に別に定める衣料管理士資格申請手数料を納入しなければならない。

## 第20章 (第104条~第108条) 削除

## 第21章 社会福祉士課程

(社会福祉士課程)

第109条 学則第25条の7に基づき、本学に社会福祉士養成のための課程(以下「社会福祉士課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第110条 社会福祉士課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(社会福祉士関係科目の履修)

第111条 発達教育学部教育学科養護・福祉教育学専攻の者で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める社会福祉士に関する履修科目表によらなければならない。

(社会福祉士課程実習費)

第112条 社会福祉士課程を履修し、「ソーシャルワーク実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める社会福祉士課程実習費を納入しなければならない。

(ソーシャルワーク実習)

第113条 ソーシャルワーク実習は、「専門科目の必修科目」及び「社会福祉士に関する履修科目表に定める必修科目」のうち、2回生前期までに開講される科目の単位を修得したものにこれを許可する。

## 第22章 食品衛生管理者課程

(食品衛生管理者課程)

第114条 学則第25条の8に基づき、本学に食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成のための課程(以下「食品衛生管理者課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第115条 食品衛生管理者課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(食品衛生管理者関係科目の履修)

第116条 家政学部食物栄養学科の者で、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員に関する履修科目表によらなければならない。

## 第23章 図書館司書課程

(図書館司書課程)

第117条 学則第25条の4第1項に基づき、本学に図書館司書養成のための課程(以下「司書課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第118条 司書課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(司書科目の履修)

第119条 図書館司書となる資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める図書館司書に関する履修科目表によらなければならない。

(司書課程履修費)

第120条 司書課程を履修する者は、所定の期間内に別に定める司書課程及び学校司書課程履修費を納入しなければならない。

(図書館実習費)

第120条の2 司書課程を履修し、「図書館実習」の受講を許可されたものは、所定の期間内に別に定める図書館実習費を納入しなければならない。

(図書館実習)

第120条の3 図書館実習の受講については、最終学年の者で、図書館司書に関する必修科目および「図書館総合演習」を履修済みであることを先修条件とするが、さらに図書館司書課程委員会の許可を必要とする。

## 第24章 学校図書館学講座

(司書教諭)

第121条 学校図書館に定める司書教諭を養成するために、学校図書館学講座を開講する。

(学校図書館学講座)

第122条 司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程に基づく次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

司書教諭講習規程に定める科目

科目	単位	必選の別
学校経営と学校図書館	2	必
学校図書館メディアの構成	2	必
学習指導と学校図書館	2	必
読書と豊かな人間性	2	必
情報メディアの活用	2	必

2 前項に定める単位の修得方法は、本学の定める学校図書館学講座要項によらなければならない。

(規定の準用)

第123条 学校図書館学講座の受講にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(学校図書館学講座受講料)

第124条 学校図書館学講座を受講する者は、所定の期間内に、別に定める受講料を納入しなければならない。

## 第25章 公認心理師課程

(公認心理師課程)

第125条 学則第25条の9に基づき、本学に公認心理師養成のための課程(以下「公認心理師課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第126条 公認心理師課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(公認心理師関係科目の履修)

第127条 発達教育学部心理学科の者で、公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める公認心理師に関する履修科目表によらなければならない。

(公認心理師課程実習費)

第128条 公認心理師課程を履修し、「心理実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める公認心理師課程実習費を納入しなければならない。

(心理実習)

第129条 心理実習は、次に定める授業科目の単位をすべて修得したものについてこれを許可する。公認心理師の職責、心理学概論、臨床心理学概論、心理的アセスメント、心理学的支援法A、人体の構造と機能及び疾病、精神疾患とその治療、心理演習A(以上8科目)

## 第26章 スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程

(スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程)

第130条 学則第25条の10に基づき、本学にスクールソーシャルワーカー養成のための課程(以下「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第131条 スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程関係科目の履修)

第132条 発達教育学部教育学科養護・福祉教育学専攻の者で、スクールソーシャルワーカーの資格を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定めるスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程に関する履修科目表によらなければならない。

(スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程実習費)

第133条 スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を履修し、「スクールソーシャルワーク実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定めるスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程実習費を納入しなければならない。

(スクールソーシャルワーク実習)

第134条 スクールソーシャルワーク実習は、別に定める条件を満たしたものについてこれを許可する。

## 第27章 日本語教師課程

(日本語教師課程)

第135条 学則第25条の10に基づき、本学に日本語教師養成のための課程(以下「日本語教師課程」という。)を置く。

(規定の準用)

第136条 日本語教師課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(日本語教師関係科目の履修)

第137条 日本語教師課程修了証を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める日本語教師に関する履修科目表によらなければならない。

(日本語教師課程実習費)

第138条 日本語教師課程を履修し、「日本語教育実習」の履修登録を

する者は、所定の期間内に別に定める日本語教師課程実習費を納入しなければならない。

(日本語教育実習)

第139条 日本語教育実習の履修は、次に定める授業科目の単位をすでに修得した者について、これを許可する。

日本語教育入門、言語と教育、日本語の構造（以上3科目）

## 第28章 学校司書課程

(学校司書課程)

第140条 学則第25条の4の第3項に基づき、本学に学校司書養成のための課程（以下「学校司書課程」という。）を置く。

(規定の準用)

第141条 学校司書課程の履修にあたっては、第2章及び第3章並びに第5章の規定を準用する。

(学校司書関係科目の履修)

第142条 学校司書課程修了証を得ようとする者の単位の修得方法は、本学の定める学校司書に関する履修科目表によらなければならない。

(学校司書課程実習費)

第143条 学校司書課程を履修する者は、所定の期間内に別に定める司書課程及び学校司書課程履修費を納入しなければならない。

## 第29章 履修上の伝達事項

(履修上の伝達事項)

第144条 履修上の伝達事項はすべて本学のポータルサイトに掲載する。

2 自己の責に帰すべき伝達事項の見落としで不利益を蒙った場合には、本学は、その責を負わない。

附 則

- この要項は、昭和53年4月1日から施行する。
- この要項の改廃は、連合教授会又は短期大学部教授会の議を経て学長が行う。
- 昭和45年4月1日制定の「教務規則」は、廃止する。

附 則

この要項は、昭和56年6月24日から施行する。

附 則

- この要項は、昭和60年4月1日から施行する。
- 第65条の規定は、昭和60年度入学生より適用する。

附 則

1 昭和59年度以前に入学した者の卒業に必要な単位数

区分 学科	仏教学	一般教 育科目	保健体 育科目	外国語 科目	基礎教 育科目	専門教 育科目	合計
国文学科	8	24	4	8	12	76	132
英文学科	8	32	4	8	4	76	132
東洋史学科	8	24	4	8	12	76	132
教育学科(初等)	8	32	4	8	4	76	132
教育学科(音楽)	8	36	4	8	0	76	132
食物学科	8	36	4	8	0	76	132
被服学科	8	36	4	8	0	76	132
児童学科	8	24	4	8	12	76	132

一般教育科目及び基礎教育科目は学科によって必要な単位数が異なる。自分の所属する学科の必要単位を修得すること。

附 則

- この要項は、昭和62年4月1日から施行する。
- 第65条の規定は、昭和62年度入学生より適用する。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- この要項は、平成2年4月1日から施行する。
- この要項の改廃は、連合教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この要項は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- この要項は、平成4年4月1日から施行する。
- 第5条、第16条、第31条、第32条第1項、第35条、第11章、第12章及び第13章の規定は、昭和61年度入学生より適用するも

のとし、他は従前のとおりとする。

附 則

- この要項は、平成5年4月1日から施行する。
- 第15条第3項、第41条第4項の規定は、昭和61年度入学生より適用するものとし、他は従前のとおりとする。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第39条、第41条第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項の規定は、平成6年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第38条の規定は、平成7年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第37条の2の規定は、平成8年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- この要項は、平成13年4月1日から施行する。
- この要項の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- この要項は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、本学入学前に大学又は短期大学で修得した単位の認定は、当分の間、次の各号に基づき取り扱うものとする。

(1) 本学入学前に大学又は短期大学で修得した単位は、当該科目の内容を精査のうえ、本学の授業科目の一に読み替え、単位認定できるものとする。

(2) 前号により認定できる単位の上限は16単位とする。

(3) 単位の認定を希望する者は、原則として入学年度の4月末日までに修得した大学又は短期大学の学業成績証明書及び当該科目の講義概要を記載した書類を添えて、教務部長に願出のものとする。

(4) 単位の認定は、教務委員会で整合の上、教授会の議を経てこれを行う。

(5) 第3号の定めにかかわらず、教務部長が教育上特に有益と認めるときは、平成13年度入学生にも適用できるものとし、その取扱いは前各号によるものとする。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第28条及び第32条の規定は平成17年4月1日現在在籍している学生から適用し、第13章及び第18章の規定は平成16年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18章の規定は平成17年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第39条第2項の規定は、平成21年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第3項の規定は、平成22年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第120条の2及び第120条の3の規定は、平成24年4月1日現在在籍して

いる学生から適用する。

また、学芸員に関する履修科目表による本学規定科目及び単位数は、平成24年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第54条第2項の規定は、平成27年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許状に関する履修科目表による本学規定科目及び単位数は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第13号連携活動科目及び別表1については、平成27年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表1

##### 教育課程及び履修方法

##### 1 卒業に必要な単位

領域	科目区分	卒業要件単位数	
		必修	選択
建学科目群	仏教学	8単位	—
共通科目群	言語コミュニケーション科目	8単位	30単位
	情報基盤科目	4単位	
	健康科学科目	2単位	
	ジェンダー科目	8単位	
	連携活動科目		
	国際理解科目		
	教養科目		
オープン科目			
専門科目群	学科専門科目	72単位	
合 計		132単位	